

三浦市民ホール条例

(趣旨)

第1条 この条例は、三浦市民ホールの設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民のコミュニティの形成並びに芸術、文化等の振興及び向上を図るための施設として、三浦市民ホール（以下「ホール」という。）を三浦市三崎五丁目3番1号に設置する。

(指定管理者による管理)

第3条 ホールの管理に関する業務のうち、次に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- (1) 催事の実施に関する業務
- (2) ホールの利用の許可、利用の許可の取消し等に関する業務
- (3) ホールの施設及び設備（以下「施設等」という。）を利用に供する業務
- (4) ホールの施設等の維持管理に関する業務
- (5) その他ホールの管理に関して市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第4条 指定管理者の指定を受けようとする者は、団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載した申請書に、指定管理業務の事業計画書その他規則で定める書類を添えて、市長が指定する日までに、市長に提出しなければならない。

(指定管理者の指定の基準)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準によりホールの指定管理者として最も適切であると認めた者を指定管理者として指定する。

- (1) 住民の平等利用が確保されること。
- (2) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること。
- (3) 指定管理業務について、相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること。
- (4) 事業計画書の内容が、ホールの効用を最大限に発揮するとともにその管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (5) 事業計画書に沿ったホールの管理を安定して行う能力を有していること。

(指定管理者の指定の告示)

第6条 市長は、前条の規定により指定管理者を指定したときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。

2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前項の規定による届出があったときは、その旨を告示しなければならない。

(管理の基準等)

第7条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- (2) ホールの施設等の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 指定管理業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

2 市長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
- (2) 指定管理業務に係る事業報告に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理業務の実施に関し必要な事項

(指定管理者の指定の取消し等)

第8条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理業務又は経理の状況に関する市長の指示に従わないとき。
- (2) 第5条各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。
- (3) 前条第1項各号に掲げる基準を遵守しないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(休館日)

第9条 ホールの休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日）

(2) 12月29日から翌年1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休館日に臨時に開館し、又は臨時に休館することができる。

(開館時間)

第10条 ホールの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開館時間を臨時に変更することができる。

(利用の許可)

第11条 ホールを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可に当たり、管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) ホールの施設等を損壊するおそれがあると認められるとき。

(3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) ホールの管理上支障があると認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が不適当と認めるとき。

(利用料金)

第13条 第11条第1項の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金は、前納とする。ただし、利用当日の追加利用に係る利用料金については、利用者は、当該利用が終了した後、速やかに精算し納付するものとする。

3 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第14条 前条第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、市長の承認を受けて定めた基準により、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第15条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、この限りでない。

(1) 利用者がその責めによらない理由により、利用することができないとき。

(2) 指定管理者が認める特別な理由により、利用することができないとき。

(利用の許可の取消し等)

第16条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項の許可を取り消し、又はホールの利用を中止させ、若しくは制限することができる。

(1) 第11条第2項の規定により付した条件に違反したとき。

(2) 第12条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) 虚偽又は不正の行為により利用の許可を受けたとき。

(4) 利用の権利を譲渡し、又は転貸したとき。

(5) 許可を受けた目的以外に施設等を利用したとき。

- (6) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (7) 災害その他やむを得ない理由により施設等の利用ができなくなったとき。
- (8) その他指定管理者が特に必要と認めたとき。

(原状回復の義務)

第17条 利用者は、ホールの利用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により利用の許可を取り消され、又はホールの利用を中止されたときも同様とする。

- 2 指定管理者は、指定の期間が終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。第8条第1項の規定により指定を取り消されたときも同様とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(損害賠償)

第18条 ホールの施設等を故意又は過失により損壊又は滅失させた者は、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、ホールの管理等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第3条から第8条までの規定は、平成17年8月1日から施行する。

(旧条例の廃止)

- 2 三浦市民ホール条例（平成13年三浦市条例第15号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に旧条例の規定によって行われた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によって行われた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成25年12月13日三浦市条例第29号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前における三浦市立病院の使用等及び水産施設の使用に係る使用料については、第1条の規定による改正後の三浦市立病院診療費その他の費用徴収条例（次項において「新条例」という。）及び第2条の規定による改正後の三浦市水産施設使用条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現にこの条例の施行の日以後における三浦市立病院における診断書の作成等に係る手数料を納入している者の当該作成等に係る手数料については、新条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和元年6月25日三浦市条例第2号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 4 この条例（第1条及び第6条を除く。）に規定する各条例の規定により指定管理者の指定を受けたものは、施行日前においても、施行日以後の当該各条例により設置された施設の利用に係る利用料金について、これらの規定による改正後の各条例の規定の例により当該各条例の規定に基づく市長の承認を得ることができる。

- 5 この条例（第1条及び第6条を除く。）に規定する各条例により設置された施設の利用に係る利用料金について前項の承認を得た場合においては、当該承認を得た日の翌日から施行日の前日までの間に同項の承認を得た期間に係る利用の申込みがあったときは、当該利用に係る利用料金は、同項の規定による市長の承認を得た額とする。

別表（第13条関係）

- 1 ホールの利用料金の上限額

(1) 基本利用料金

区分	午前	午後	夜間	全日
	午前 9時から 正午まで	午後 1時から 午後 5時まで	午後 6時から 午後10時まで	午前 9時から 午後10時まで
平日	6, 290円	8, 380円	12, 570円	23, 050円
土曜日 日曜日 休日	8, 380円	12, 570円	16, 760円	31, 430円

備考 基本利用料金には、ホールのほか、控室 1、控室 2 及び湯沸室の利用を含む。

(2) 加算利用料金

利用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収するとき、又は営利を目的とする物品の販売、広告、宣伝その他これに類する催しのために利用するときの利用料金は、規定の利用料金に10割を加算する。ただし、入場料等の最高額が3,000円未満のときは、加算割合を5割とする。

(3) 舞台及び客席のみの利用料金

舞台練習、舞台準備等のため舞台のみを利用する場合及び会議、展示等のため客席のみを利用する場合（営利を目的として利用する場合を除く。）の利用料金は、基本利用料金の5割に相当する額とする。

(4) 延長等に係る利用料金

第1号の表の午前、午後又は夜間の利用区分を超えて当該利用区分以外の時間（以下「時間外」という。）にホールを利用する場合の当該時間外に係る利用料金は、1時間につき、延長しようとするときは、延長しようとする時間の直前の利用区分に係る基本利用料金の、繰り上げようとするときは、繰り上げようとする時間の直後の利用区分に係る基本利用料金の3割に相当する額とする。この場合において、延長又は繰り上げに係る利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。ただし、午前及び午後の区分を連続して利用する場合の正午から午後1時まで並びに午後及び夜間の区分を連続して利用する場合の午後5時から午後6時までの時間の利用料金は、無料とする。

2 ホール付属設備及び器具等の利用料金の上限額

区分	器具名	単位	利用料金 (1回)	備考
照明設備	ボーダーライト	1列	520円	150ワット×54灯 1列
	サスペンションライト	1台	100円	500ワット 32台
	アッパーホリゾンライト	1列	630円	130ワット×72灯 1列
	ロアーホリゾンライト	1列	630円	130ワット×72灯 1列
	フロントサイドライト	1台	260円	1,500ワット 8台
	シーリングライト	1台	210円	1,000ワット 12台
	センターピンスポットライト	1台	1,050円	700ワット 1台
音響設備	拡声装置	1式	3,140円	マイク2本付
	ダブルカセットテープレコーダー	1台	520円	
	ミニディスクレコーダー	1台	520円	
	コンパクトディスクプレーヤー	1台	520円	
	ワイヤレスマイク	1本	790円	スタンド付
	マイクロホン	1本	520円	スタンド付
	サイドスピーカー	1式	1,570円	2台
	固定式はね返しスピーカー	1式	1,050円	2台
	はね返しスピーカー	1台	520円	2台
	舞台袖操作ワゴン	1式	3,140円	
映写設備	ビデオテープレコーダー	1台	520円	
	デジタルビデオディスク・レーザーディスクプレーヤー	1台	520円	
	16ミリフィルムビデオコンバーター	1台	1,050円	

	ビデオプロジェクター	1 式	3,140円	スクリーン付
	スクリーン	1 式	1,050円	
舞台設備	ピアノ	1 台	10,480円	調律料は含まない。いす付
	音響反射板	1 式	3,140円	
	指揮者台	1 式	210円	指揮者用譜面台付
	演奏者譜面台	1 台	50円	
	コントラバス用譜面台	1 台	100円	
	演奏者用いす	1 脚	50円	
	コントラバス用いす	1 脚	100円	
	簡易舞台	1 式	2,100円	
	ひな段	1 式	1,050円	
	金屏風	1 双	1,050円	
	平台	1 台	210円	
	毛せん	1 枚	210円	
	演台	1 台	160円	
	司会者台	1 台	100円	
	花台	1 台	50円	
その他	会議用机	1 台	50円	
	会議用いす	1 脚	50円	
	展示パネル	1 枚	50円	フック付
	持込器具	1 回	100円	表示消費電力 1 キロワットにつき

備考 1 利用料金の単位は、前項第 1 号の表の利用区分における午前、午後及び夜間をそれぞれ各 1 回とし、全日については 3 回とする。

2 時間外に係る利用料金は、1 時間につき 1 回の利用料金の 3 割に相当する額とする。この場合において、延長又は繰上げに係る利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、その端数を 1 時間として計算する。ただし、午前及び午後の区分を連続して利用する場合の正午から午後 1 時まで並びに午後及び夜間の区分を連続して利用する場合の午後 5 時から午後 6 時までの時間の利用料金は、無料とする。

3 持込器具の表示消費電力が 1 キロワットに満たないとき、又はこれに 1 キロワット未満の端数の表示消費電力を生じたときは、その満たない表示消費電力又はその端数の表示消費電力を 1 キロワットとする。

4 持込器具を複数持ち込む場合は、各器具の表示消費電力を合計して計算する。